



部内限

基発第701号

平成10年12月18日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

技能実習生に係る法定労働条件の履行確保について

技能実習生に係る法定労働条件の履行確保については、平成5年10月6日付け基発第592号「『技能実習制度』の導入に伴う労働基準行政の運営について」により指示し、さらに、技能実習生に係る賃金支払いについては、平成10年2月19日付け基発第57号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の4の(6)により指示したところであるが、その後も、技能実習生に係る賃金支払いを巡る労働基準法違反事案の発生がみられるところであり、さらに、今般、労働基準法第6条違反による送致事案も生じたところである。

このため、下記により、技能実習生に係る賃金支払いを中心とした法定労働条件の履行確保を図ることとしたので、その的確な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 基本的対応

- (1) 平成9年度以降複数の局において、技能実習生に係る研修生受入れ事業を行う団体（以下「受入れ団体」という。）が、当該団体の構成員であって技能実習生を受け入れている事業場（以下「受入れ事業場」という。）から賃金を全額受領し、これから各種経費名目で一定額を控除した上で、残余を賃金として支払っているとの実態が報告されているところである（別添1の事案の概要参照）。

この背景には、技能実習生の置かれた状況、受入れ事業場の事務管理能力等からみて、

受入れ団体が当該技能実習生の日常生活の便宜等を図るため、宿舍の確保等の一定の生活上の管理を行う必要がある実情もあるものと考えられる。今般、このような状況の中で受入れ団体が労働関係に介入し技能実習生を被害労働者とする中間搾取という悪質な労働基準法違反事件が発生したところである（別添2の事案の概要参照）。

- (2) このような一連の状況からみると、これら以外にも、受入れ事業場と技能実習生との間の賃金支払いに関する労働契約が形式的なものにすぎず当事者の労働契約に係る意思が曖昧な下で、受入れ団体が賃金の実質的な管理を行っている結果、受入れ事業場と技能実習生との間における賃金支払いに関する労働基準法上の問題を発生させている事案があることも懸念される。

このため、①受入れ事業場と技能実習生との間の労働契約の締結、その態様等、②賃金の支払いの状況並びに賃金控除協定の有無及びその内容、③受入れ団体の金銭の授受及び管理の状況等を中心とした受入れ団体、受入れ事業場及び技能実習生の三者間の金銭の授受の状況について、総点検を行ってその現状を把握し、その結果を踏まえた集団指導等を実施してその改善を期すこととする。

[REDACTED]

2 具体的取組

(1) 総点検の実施

別途、本省から送付している受入れ団体、受入れ事業場に関する情報等に基づき把握できる全受入れ団体に対して、次により総点検を実施させた上で、総点検に係る点検表を提出させること。

[REDACTED]

イ 受入れ団体に対して、その構成員たる受入れ事業場及び技能実習生との間の賃金支払い等への関与の有無及びその内容等の点検を別添3の「受入れ団体用点検表」（以下「団体用点検表」という。）により実施させること。

また、受入れ団体を通じて、その構成員である受入れ事業場に対して、技能実習生に係る労働契約の締結、賃金支払い状況等の点検を別添4の「受入れ事業場用点検表」（以下「事業場用点検表」という。）により実施させること。

ロ 局において独自に調査させる事項があれば、併せて実施させて差し支えないこと。

(2) 点検結果の分析

受入れ団体ごとに当該点検表を団体用点検表と事業場用点検表との間の整合性等も念頭に置いて精査し、問題点の把握・分析を行うこと。この場合、必要に応じ、受入れ団体又は複数の受入れ事業場に対し電話等により記入内容を照会する等記述の信憑性を確認すること。

(3) 集団指導の実施

上記(2)による点検結果の分析を踏まえ、総点検の対象としたすべての受入れ団体及び受入れ事業場を対象に集団指導を実施すること。

なお、(財)国際研修協力機構としては、同機構本部からの技能実習制度に関する留意事項に係る講師の派遣、集団指導の会場確保等を行うこととしているので、各局においては、最寄りの同機構の出先機関を通じた同機構との緊密な連携に留意し、必要に応じた協力要請を行うこと。

(4) 受入れ団体に対する個別指導の実施

上記(1)から(3)による総点検、集団指導の過程において、受入れ団体の不適切な指導が原因となって受入れ事業場に共通した問題点が認められる場合には、受入れ団体に対しその改善を指導し受入れ事業場も含めた改善状況を報告させること。

(5) 受入れ事業場に対する監督指導の実施

[Redacted content]

(6) 実施期限等

イ 上記(1)から(4)による総点検、集団指導等の実施期限については、平成11年2月末日を目途とすること。

また、上記(5)による監督指導については、その対象事業場が多数に上る場合であっても、年度内の実施を目途とした的確な計画を立てて実施すること。

なお、これらの指導の実施に当たっては、必要に応じ監督指導計画を変更する等の措置を講じて差し支えないものであること。

ロ

3 本省報告

上記2による取組の結果については、別添5の「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保について」により、平成11年3月26日（金）までに本省監督課あて報告すること。

別添1

中国人技能実習生に係る労働基準法第24条違反事案

1 経緯

平成9年6月に、N協同組合が受入れ団体となっている中国人技能実習生を被害労働者とする労働基準法第32条違反、最低賃金法第5条違反等の申告事案が発生し、マスコミにも大きく報道された。その処理を終了した後、局管内の各受入れ団体においても同種の事案が生じているものとの判断の下に、平成9年9月から10月の間に管内の46の受入れ団体の52の当該団体のそれぞれの代表者が経営する受入れ事業場（複数経営有り）に対する一斉監督指導を実施した。

2 事案の概要

上記のうち、某連合組織が統括する25の受入れ団体の30の受入れ事業場に対する監督指導の結果、技能実習生を使用する29事業場のうち28事業場において、中国人技能実習生に係る労働基準法第24条違反（直接払い違反）が確認されたため、是正勧告したものである。具体的な態様としては、各事業場から技能実習生に対する賃金全額が当該連合組織の金融機関口座に振り込まれ、所轄入国管理局に提出されている書類には存在しない中国側送出国機関への送金等の名目の各種控除の上、その差額が技能実習生に支払われているものである（当該連合組織が当該賃金を利得した事実は確認されなかった。）。

3 是正のための措置

労働基準法第24条違反について各受入れ事業場に対して是正勧告を行うとともに、係る取扱いは、連合組織による指示に基づくものであることから、その法違反を招く取扱いの要因を取り除くため、連合組織に対して文書により技能実習生制度の運用の改善を強く要請（別添）するとともに、口頭により改善が認められない場合には事業場に対する司法処分（共犯としての連合組織を含む。）等必要な措置を講ずることもあり得ることを指摘した。

4 是正状況

その後連合組織の対応もあり、各事業場においては是正が行われた。

中国人技能実習生に係る労働基準法第6条違反事案

1 事案の概要

- (1) 日本側の受入れ団体Aは、平成5年4月から中国側送出し機関から研修生を受け入れているが、Aの構成員の受入れ事業場は中国人を研修生として受け入れその後技能実習生として就労させており、受入れ事業場及び技能実習生の署名がある労働契約書には1ヶ月の定期賃金額は106,000円(税引き後)となっている。
- (2) 日本への出国の際に中国側送出し機関は技能実習生に対して、定期賃金額は58,000円であるが、毎月の支払いは36,000円で、残額の22,000円は中国帰国後に送出し機関自らが支払うと説明している。
- (3) Aの代表理事Bは、Aとの間で業務委託契約に基づき技能実習生の宿舍等の管理を行っている株式会社Cの代表取締役Dと共謀して、受入れ事業場と「技能実習生の賃金はC名義の銀行口座に振り込み送金する。」旨の約定のある技能実習生管理委託契約を締結し、かつ、技能実習生には受入れ事業場にC名義の銀行口座に賃金を振り込むよう委任させた上で、受入れ事業場に管理経費とは別に技能実習生に対する定期賃金106,000円をCの銀行口座に振り込ませ、そのうち36,000円のみを技能実習生に支払っている。
- (4) 技能実習生は、上記(1)のとおり労働契約書に署名しているが、自分の定期賃金額については、106,000円ではなく、58,000円と認識している。
- (5) 以上の経過から、B及びDが利得した技能実習生1人当たりの金額は、定期賃金額である106,000円と36,000円との差額70,000円である。
- (6) 利得した金員については、A並びにB及びDらが経営する企業の運転資金等に当てられていたものである。

2 犯罪事実

B及びDは、共謀の上、それぞれAの業務及びCの業務に関し、Aの構成事業場で技能実習生の受入れ事業場82事業場と「技能実習生の賃金はC名義の銀行口座に振り込み送金する。」旨の約定のある技能実習生管理委託契約を締結した上で、平成8年7月22日から平成10年6月16日までの間、当該82事業場から当該事業場で就業している技能実習生219

名の賃金合計1億6千71万円を一括受領していたにもかかわらず、技能実習生219名に対しては合計5千898万円を支払ったのみで、残額1億173万円を利得し、もって業として他人の就業に介入して利益を得たものである。

技能実習生を受け入れている受入れ団体用点検表

※必要事項を記入又は選択することにより回答した上で提出願います。

①団体名 (代表者職氏名)			
②所在地 (電話番号)		TEL - -	
③団体構成事業場数	事業場	④技能実習生の国籍	
⑤技能実習生受入事業場数	事業場	⑥技能実習生受入人数	人
<p>⑦ 初めて受け入れた研修生の技能実習生への移行開始時期はいつでしたか (⑧～)。 ○ 平成 年 月です。</p> <p>⑧ 技能実習生の受入れ事業場とその雇用する技能実習生との間の労働契約締結に何らかの関与をしていますか。 イ 全く関与していない (⑩～)。 ロ 関与している (⑨～)。</p> <p>⑨ その態様を次から選択して下さい。 イ 受入れ事業場に代わって技能実習生に労働契約書を示し契約を取り交わしている。 ロ その他 ()</p> <p>⑩ 技能実習生の受入れ事業場がその雇用する技能実習生に対して支払う毎月の賃金の全部又は一部を受け取っていますか。 イ 全額を受け取っている (⑪～)。 ロ 一部を受け取っている (⑪～)。 ハ 全く受け取っていない (⑬～)。</p> <p>⑪ その名目及び名目ごとの技能実習生1人当たりの金額 (注: 技能実習生によっては金額が異なる場合には、最も多数に適用されている金額を記入すること。) 及びその総額を記入してください (⑫～)。 イ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) ロ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) ハ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) ニ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) (注: 欄が不足する場合には、任意の様式に記入し添付してください。)</p> <p>⑫ ⑪において受け取った金銭をその名目ごとに、使途、総額を記入してください (⑬～)。 イ 名目 (⑪のイ)、使途 ()、(総額 円/月) ロ 名目 (⑪のロ)、使途 ()、(総額 円/月) ハ 名目 (⑪のハ)、使途 ()、(総額 円/月) ニ 名目 (⑪のニ)、使途 ()、(総額 円/月) (注: 欄が不足する場合には、任意の様式に記入し添付してください。)</p> <p>⑬ 受入れ事業場から、⑩の賃金とは別に、事業運営協力費、管理費等を受領していますか (終了)。 イ 全く受領していない。 ロ 受領している。</p>			

技能実習生の受入れ事業場用点検表

※必要事項を記入又は選択することにより回答し提出願います。

①事業場名 (代表者職氏名)				③業務内容			
②所在地 (電話番号)				TEL - -			
④全労働者数		人		⑤技能実習生数		人	
				⑥技能実習生の国籍			
<p>⑦ 雇用する技能実習生との間の労働契約を締結していますか。 イ 締結している (⑧へ)。 ロ 締結していない (⑩へ)。</p> <p>⑧ その態様を次から選択して下さい (⑨へ)。 イ 自ら技能実習生と労働契約を締結している。 ロ 受入れ団体が代わって技能実習生に労働契約書を示して契約を取り交わしている。 ハ その他 ()</p> <p>⑨ 労働契約書の保管について次から選択してください (⑩へ)。 イ 事業場のみが保管している。 ロ 事業場及び技能実習生の双方が保管している。</p> <p>⑩ 技能実習生に対し賃金をどのように支払っていますか。 イ 事業場から技能実習生に対し手渡し又は口座払いしている (⑪へ)。 ロ 受入れ団体に一旦全額支払い、当該団体が技能実習生に対し支払うことになっている (⑮へ)。</p> <p>⑪ 賃金の支払い方法を具体的にお聞きます。 イ 税金等の法定控除後の全額を手渡し又は口座払いしている (⑫へ)。 ロ 税金等の法定控除の他に、独自に各種名目による控除後の全額を手渡し又は口座支払いしている (⑫へ)。</p> <p>⑫ 独自に控除している各種名目について、その名目及び名目ごとの技能実習生1人当たりの金額 (技能実習生によっては金額が異なる場合には、最も多数に適用されている金額を記入すること。) 及びその総額を記入してください。 (⑬へ)。 イ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) ロ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) ハ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) ニ 名目 ()、金額/(1人 円/月)、(総額 円/月) (注: 欄が不足する場合には、任意の様式に記入し添付してください。)</p> <p>⑬ 本人の同意を前提に、控除項目を明示した控除協定を締結していますか (⑭へ)。 イ 本人の同意を前提としたすべての名目について控除協定を締結している。 ロ 控除協定を締結していない。</p> <p>⑭ ⑫において受け取った金銭をその名目ごとに、使途、総額を記入してください (⑯へ)。 イ 名目 (⑫のイ)、使途 ()、(総額 円/月) ロ 名目 (⑫のロ)、使途 ()、(総額 円/月) ハ 名目 (⑫のハ)、使途 ()、(総額 円/月) ニ 名目 (⑫のニ)、使途 ()、(総額 円/月) (注: 欄が不足する場合には、任意の様式に記入し添付してください。)</p> <p>⑮ 受入れ団体が一旦受領した金銭の実際の支払い先及びその金額を知っていますか (⑯へ)。 イ はい。具体的には () です。 ロ いいえ。</p> <p>⑯ 受入れ団体に対し賃金とは別に事業運営協力費、管理費等を支払っていますか (終了)。 イ はい。(技能実習生1人当たり、 円) 支払っています。 ロ いいえ。</p>							

平成 年 月 日

労働省労働基準局監督課長 殿

労働基準局長

技能実習生に係る法定労働条件の履行確保について

標記について、下記のとおり報告する。

記

1 総点検実施受入れ団体数 (受入れ事業場数)

_____ 団体 (_____ 事業場)

2 集団指導実施受入れ団体数 (受入れ事業場数)

_____ 団体 (_____ 事業場)

3 受入れ団体に対する個別指導件数 (受入れ事業場数)

_____ 団体 (_____ 事業場)

4 監督実施状況等

(1) 監督指導実施状況

イ 監督指導実施件数 _____ 事業場 (_____ 団体分)

ロ 監督実施結果 別添の報告のとおり (合計 _____ 事業場分)。

(2) 監督指導実施予定

今後の監督指導実施予定 _____ 事業場 (_____ 団体分)

5 その他特記事項

(注：記4の(1)のロの報告は平成5年10月6日付け基監発第37号記の1の(3)による報告様式を使用すること。)